令和4年(ネ)第287号 国家賠償請求控訴事件 控 訴 人(被控訴人 第一審控訴人) 三輪 唯夫 外3名 被控訴人(控 訴 人 第一審被告) 岐 阜 県

人証申請に対する意見書

令和5年9月14日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

被控訴人(控訴人)第一審被告)岐阜県
訴訟代理人弁護士端元博
同弁護士伊藤公郎
同弁護士池田智祥

控訴人(被控訴人 第一審原告)の、令和5年6月30日付証拠申出書に対し、被控訴人(控訴人 第一審被告)岐阜県は、以下のとおり意見する。

第1 意見の趣旨

一審原告ら申請に係る、阪上壽秋、横山裕之、前田某、三輪優、朝日新聞報 道当時の警備第一課長、洞口幸男は、いずれも取調べの必要性が認められず、 人証申請を採用すべきではない。

第2 意見の理由

1 一審原告らがなお証明すべき事実を具体的に特定していない

民事訴訟法180条1項では、「証拠の申出は、証明すべき事実を特定しなければならない」としており、民事訴訟規則99条1項では、その特定方法として、「証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならない」と定めている。さらに、最高裁判例でも「所論証拠の申出は所要の立証事項の明示と証拠方法の具体的表示とを欠き、不適法であることは記録上明であるから、たとえ所論の書証が唯一の証拠方法であってもその証拠

調をしなかった原審の措置は違法ということはできない」と示されている (最判昭和30年3月4日裁判集民第17号507頁)。

この点につき、一審原告ら証拠申出書にある立証趣旨は、第一審における それと同様、具体的な事実を特定しないまま抽象的な表現にとどまっている といえるところ、訴えの変更申立書においても、請求の趣旨の主位的請求は 全く変わらず抽象的であり、予備的請求についても「文書等」などと、抽象 的な表現のまま拡張されており、特定されているなどと言うには程遠い(な お、訴えの変更申立てに対する意見は別途述べる)。

一審被告県は、一審において原告らが人証申請を行った際にも同趣旨の主 張をしているものであるが、証拠の申出に立証事項の明示と証拠方法の具体 的表示が欠けていれば、取調べの必要性の判断が困難になり、相手方の防御 権を害するおそれがあるので、そのような証拠の申出は不適法というべきで ある(秋山幹夫ほか著「コンメンタール民事訴訟法IV」72頁)ところ、一 審原告らの今回の人証申請は、民事訴訟法180条1項及び民事訴訟規則9 9条1項の規定に照らしても不適法であるというほかない。

また、証明すべき事実を具体的に特定しないまま人証申請を行うことは、 一審原告らが控訴審においても、模索的証明を行うことが目的と解されるも のであり、この点においても、今回の証拠申出は不適法というべきである。

- 2 一審において証人尋問の要否が審理され尽くしている
- (1) 一審における一審原告らによる人証申請の経過

一審原告らは、一審における令和2年8月31日付けの証拠申出書において、情報交換開始当時の大垣警察署警備課長であった阪上壽秋、朝日新聞報道時の大垣警察署警備課長であった横山裕之、情報交換当時の大垣警察署警備課員であった前田某、情報交換開始当時の警備第一課長(三輪優)、朝日新聞報道当時の警備第一課長の5名の岐阜県警察職員(退職者含む)のほか、情報交換当時の警察庁警備局長、現警備局長、及びシーテック社2名の計9名に対する人証申請を行った。

同人証申請に対して、一審被告岐阜県は、令和2年10月9日付けの原告証拠申出書に対する意見書において、前記の岐阜県警察職員5名いずれも取調べの必要性はない、と主張した。

その理由の一つとして、

5名に対する尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とし

た個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告岐阜県は、 従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っ ていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共の安 全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否で きない」と主張している。そのため、仮に出廷したとしても、原告らに おいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可 能になり得る手掛かりが示されることはない

旨を主張したものである。

その後、令和3年1月29日付けで、岐阜地裁は、阪上壽秋、横山裕之、 三輪優の3名にかかる証人尋問について、岐阜県警察本部長に対し、民事 訴訟法191条1項の監督官庁の承認を請求した。

同承認請求に対して、岐阜県警察本部長は、令和3年3月16日付けで、 「①各人の経歴」、「②大垣署警備課の日常業務に関する管轄地域」、「③警 備第一課の所管する業務の内容」については承認し、その他の尋問事項に ついては、民事訴訟法191条2項に定める、「公共の利益を害し、又は公 務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」に該当することから、 承認を拒絶することとした。

これを受けて、岐阜地裁は、令和3年5月17日に行われた裁判におい て、承認された尋問事項が上記①、②、③のみであれば、警察関係者の人 証申請については採用するまでもないと認め、尋問を実施しないと決定し た。

(2) 岐阜県警察本部長による尋問事項の不承認

民事訴訟法では、191条1項において、公務員に対する尋問について、 「公務員又は公務員であった者を承認として職務上の秘密について尋問す る場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならない」とし ている。

そして、証言拒絶権については、197条1項1号において、「191条 1項の場合は、証言を拒むことができる」としている。

さらには、証言拒絶にかかる裁判については、199条1項において、 「197条1項1号の場合を除き、証言拒絶の当否について受訴裁判所が 当事者を審尋して、決定で、裁判をする」としている。

したがって、公務員に対する証人尋問は、監督官庁の承認を得る必要が

あり、仮に監督官庁が尋問を不承認とした場合、裁判所は、監督官庁の不 承認を否定できないことになる。

一審においては、岐阜地裁及び一審被告岐阜県は、民事訴訟法に従い、 適切な手続を行い、その結果、警察側の証人尋問が行われなかったもので ある。

(3) 控訴審における一審原告らによる再申請

本控訴審における人証申請では、岐阜県警察職員の対象者として、一審と同様の、阪上壽秋、横山裕之、前田某、三輪優、朝日新聞報道当時の警備第一課長の5名に、新たに現在の警備第一課長の洞口幸男を加えた計6名に対する人証申請がなされている。

同6名に対する尋問事項については、一審における尋問事項と同様に、 証人自身に関する事項、警察による情報収集活動に関する事項、シーテッ ク社作成の議事録に記載された内容を基礎とした事項等が列挙されている。

- (4) 一審原告らによる再申請の尋問事項の大項目は、以下のとおりである。
 - ① 阪上籌秋
 - ア 証人自身について
 - イ 大垣署警備課の業務に関して
 - ウ 一審原告らの個人情報に関して
 - エ シーテック社からの情報収集に関して
 - オ その他本件に関連する事項
 - ② 横山裕之
 - ア 証人自身について
 - イ 大垣署警備課の業務に関して
 - ウ 一審原告らの個人情報に関して
 - エ シーテック社からの情報収集について
 - オ その他本件に関連する事項
 - ③ 前田 某
 - ア 証人自身について
 - イ 本件情報交換に至る経緯について
 - ウ 本件情報交換において提供する情報の検討、検討資料について
 - エ 本件議事録について
 - オ 一審原告三輪唯夫の個人情報の扱いについて

- カ 一審原稿松島勢至の個人情報の扱いについて
- キ 一審原告近藤ゆり子の個人情報の扱いについて
- ク 一審原告船田伸子の個人情報の扱いについて
- ケ その他情報交換における大垣署職員による発言の意図について
- 民間事業者との情報交換一般について
- サ 情報交換一般についての記録の作成、及び作成した記録の扱い
- シ その他本件に関連する事項
- ④ 三輪 優
 - ア 証人自身について
 - 岐阜県警察本部警備部警備第一課の業務に関して 1
 - ウ 一審原告らに対して
 - エ シーテック社からの情報収集に関して
 - オ その他本件に関連する事項
- ⑤ 朝日新聞報道当時の警備第一課長

当時、警備第一課長の職にあったか。当時の岐阜県警警備部内に おける検討内容、警察庁警備局への報告状況、警察庁警備局からの 指示など

⑥ 洞口幸男

現在、警備第一課長の職にあるか。岐阜県警警備部は、一審原告4 名の個人情報を有しているか、その個人情報の内容、保管状況、利用 状況など

以上のとおり、一審原告らによる控訴審における人証申請にかかる尋問 事項は、一審の尋問事項を単に細分化したものにすぎず、内容に変更はな V1.

- 控訴審における人証申請採用の是非についての判断
 - 一審において、岐阜地裁が岐阜県警察本部長に対して承認請求した岐阜県 警察職員は阪上、横山、三輪の3名であり、各人に対する尋問事項が示され たものであるが、同尋問事項のなかで、岐阜県警察本部長が承認した事項は
 - ①各人の経歴
 - ②大垣署警備課の日常業務に関する管轄地域
 - ③警備第一課の所管する業務の内容

である。

上記以外の尋問事項については、

組織内の人員数や人員構成、配置状況等組織体制や警察による情報収集活動の個別具体的な内容が明らかとなれば、警察がテロ対策や犯罪、トラブルの未然防止の観点等から行っている情報収集活動に支障が生じ、ひいてはその目的とする犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

という理由から承認を拒絶したもので、一審において岐阜県警察本部長が承認を拒絶した尋問事項と、本控訴審において一審原告らが列挙する岐阜県警察職員6名に対する尋問事項は、「警察による情報収集活動に関する事項」、「シーテック社作成の議事録に記載された内容を基礎とした事項」という点で同様のものと認められ、上記と同様の理由により、岐阜県警察本部長が承認を拒絶する蓋然性は極めて高いものと認められる。

そうすると、証人が証言できる事項は前記①ないし③に限られ、客観的事項は既に明らかとなっていることからも、証人尋問の必要性は認められない。また、一審原告らによる控訴審における人証申請は、一審と同様、相当の期間を要するものと認められ、時機に後れた攻撃防御方法であり、訴訟手続を著しく遅延させるものである。

さらに、一審におけるシーテック社2名に対する証人尋問の際には、一審原告ら側から誘導尋問と認められるような尋問があったことや、それまでに裁判所から提出された一審原告の意見書から、監督官庁が承認した尋問事項以外の尋問をする可能性が高いと認められたことから、採用すべきではない旨を一審被告岐阜県の意見として主張したものであるが、控訴審においても同様であり、証言をしてはならないという義務を負った証人個人が、言質を得ようとする控訴人ら代理人の尋問を受けるのは、酷に過ぎるというほかなく、証人保護の観点からも採用すべきではない。

第3 結語

以上の理由で、阪上壽秋、横山裕之、前田某、三輪優、朝日新聞報道当時の 岐阜県警察警備第一課長、洞口幸男に対する人証申請は、採用すべきではない のである。

以上